

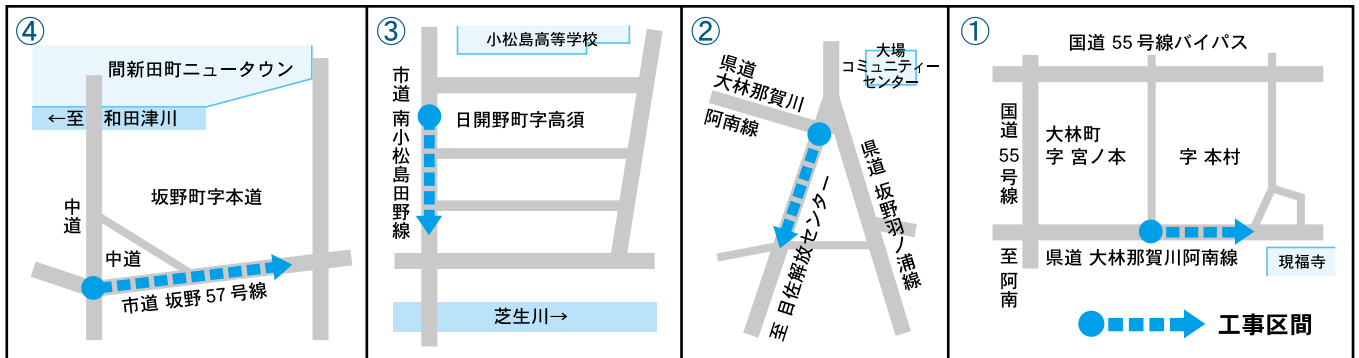
# 水道部 ニュース

## ● 水道工事に伴う通行制限のお知らせ ●

水道部では、水道管として残存している石綿セメント管の早期全廃と耐震性強化を目指し、NS型ダクタイル鑄鉄管等へと布設替えを行っています。既に着手している箇所もあり、沿道の方をはじめ通行される皆様には大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解と協力をお願いいたします。  
10月中旬までに発注済または11月発注予定の路線名、通行制限等は次のとおりです。

- ① 路線名(県道)大林那賀川阿南線  
区 間 大林町字本村99地先から字宮ノ本37の1地先まで  
工事期間 10月20日から12月22日まで  
工事の時間帯【昼間】9時から17時まで  
通行制限内容 車両通行禁止
- ② 路線名(県道)坂野羽ノ浦線  
区 間 坂野町字大場42地先から字大場54の1地先まで  
工事期間 10月20日から12月22日まで  
工事の時間帯【昼間】9時から17時まで  
通行制限内容 車両通行禁止
- ③ 路線名(市道)南小松島田野線  
区 間 日開野町字高須37の6地先から高須8の1地先まで  
工事期間 10月20日から12月22日まで  
工事の時間帯【昼間】9時から17時まで  
通行制限内容 車両通行禁止
- ④ 路線名(市道)坂野57号線  
区 間 坂野町字林崎6地先から字本道59の2地先まで  
工事期間 10月20日から12月22日まで  
工事の時間帯【昼間】9時から17時まで  
通行制限内容 車両通行禁止(一部区間)
- ⑤ 路線名(市道)立江10号線  
区 間 立江町字黒岩17の1地先から字青森16の3地先まで  
工事期間 11月発注予定 約90日  
工事の時間帯【昼間】9時から17時まで  
通行制限内容 車両通行禁止

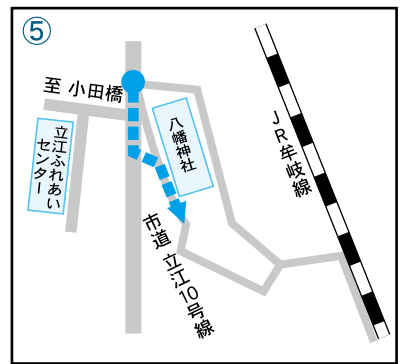
※①～⑤の工事については、気象等の状況変化により、予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。



## 石綿セメント管の中を通過する水道水の安全性について

厚生労働省が平成4年、水道水質基準の改正検討時に「アスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、水道水中のアスベストの存在量は問題となるレベルがない。」とされてきました。

その後、アスベストが社会問題として大きく取り上げられた平成17年度に、同省が石綿セメント管の残存率(最高96%)、通過延長(最高50km)等の劣悪な条件下にある全国30箇所を調査を行い、実測値により、水道水中のアスベストの量は十分に少ない量であり、改めて問題がないとの見解が示されています。これに対して、参考までに本市の石綿セメント管の状況を示しますと、平成20年度末の残存率が3.8%、残存総延長は約9.6kmとなっており、しかも、同材質の管路は市内に分散しているため、同省の調査箇所と比較



しましても管路内の通水環境は良いといえます。  
また、WHO(世界保健機関)では飲料水中のアスベストについて、健康影響の観点からガイドライン値を設定する必要はないとされていますので、これらの見解と本市の状況等を照らし合わせ、水道水の安全性を確認し再認識するところです。  
その他、水質検査(50項目)についても、水道法ならびに市水質検査計画に基づき定期的に実施し、何れも水質基準を満たしていますので、安心してご利用ください。

## 石綿セメント管の取り扱い

布設替時の石綿セメント管の取り扱いについては、特定化学物質等作業主任者技能講習を終了した者や特別教育を受けた者を現場に配置し、当然ではありますが、石綿粉塵が発生・飛散しないよう湿潤に保ち、梱包するなどして、労働安全衛生法ならびに石綿障害予防規則等、関係法令を遵守し万全を期しています。  
今後も、水道施設耐震化事業計画ならびに管の更新計画に沿って順次、工事を進めてまいりますので、皆様のご協力をお願いします。

不明な点など、お問い合わせは、水道部 ☎32・6188(まで)。